

草津市公報

発行日 令和 7 年 6 月 1 5 日
(毎月1・15日発行)
発行番号 第 1 1 号
発行所 草 津 市 役 所
草津市草津三丁目13番30号
電話番号(代)077-563-1234

◇◇◇ 目 次 ◇◇◇

◎ 規 則

草津市附属機関運営規則の一部を改正する規則（交通政策課）	2
草津市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則（建築政策課）	3
草津市職員の勤務時間、休暇等に関する規則および草津市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則（職員課）	18

◎ 訓 令

草津市新型インフルエンザ等対策本部規程の一部を改正する訓令（危機管理課）	19
--------------------------------------	----

◎ 告 示

市道路線の認定について（土木管理課）	20
路線の廃止について（土木管理課）	21
道路の区域の決定について（土木管理課）	21
道路の供用の開始について（土木管理課）	22
自転車歩行者専用道路の指定について（土木管理課）	22
歩行者専用道路の指定について（土木管理課）	23
公金の収納及び徴収事務委託に伴う告示について（資源循環推進課）	23
草津市新型インフルエンザ等対策有識者会議開催要綱（健康増進課）	23
生活保護法第49条の規定に基づく医療担当機関の指定廃止の届出について（生活支援課）	24
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律および生活保護法の規定に基づく医療担当機関の指定廃止の届出について（生活支援課）	24
生活保護法第49条の規定に基づく医療扶助のための医療担当機関の指定について（生活支援課）	24
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律および生活保護法の規定に基づく医療支援給付のための医療担当機関の指定について（生活支援課）	25
指定納付受託者の指定について（資源循環推進課）	25
生活保護法第49条の規定に基づく医療扶助のための医療担当機関の指定について（生活支援課）	25
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律および生活保護法の規定に基づく医療支援給付のための医療担当機関の指定について（生活支援課）	25
生活保護法第49条の規定に基づく医療担当機関の指定廃止の届出について（生活支援課）	26
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律および生活保護法の規定に基づく医療担当機関の指定廃止の届出について（生活支援課）	26
生活保護法第49条の規定に基づく医療扶助のための医療担当機関の指定について（生活支援課）	26
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律および生活保護法の規定に基づく医療支援給付のための医療担当機関の指定について（生活支援課）	26
草津市議会定例会の招集について（総務課）	27
草津市特別支援教育就学奨励費給付要綱の一部を改正する要綱（学校教育課）	27

公示送達について（納税課）	29
介護保険法第 1 1 5 条の 4 5 の 5 第 1 項の規定による介護予防・日常生活支援総合事業サービス事業者の指定について（介護保険課）	33
介護保険法第 7 8 条の 2 第 1 項の規定による指定地域密着型サービス事業者の指定について（介護保険課）	33
介護保険法第 1 1 5 条の 4 5 の 5 第 1 項の規定による介護予防・日常生活支援総合事業サービス事業者の指定について（介護保険課）	33
介護保険法第 7 8 条の 2 第 1 項の規定による指定地域密着型サービス事業者の指定について（介護保険課）	34
介護保険法第 1 1 5 条の 4 5 の 5 第 1 項の規定による介護予防・日常生活支援総合事業サービス事業者の指定について（介護保険課）	34
令和 7 年度草津市結婚新生活支援補助金交付要綱（こども若者政策課）	34
草津市結婚相談支援費補助金交付要綱（こども若者政策課）	38
草津市高齢者等ごみ出し支援事業実施要綱（人とからしのサポートセンター）	39
草津市健幸エコハウス（遮熱カーテン）普及促進補助金交付要綱（温暖化対策室）	45
草津市健幸エコハウス（太陽光発電・蓄電池）普及促進補助金交付要綱（温暖化対策室）	47
令和 7 年度草津市省エネ・再エネ等設備導入加速化補助金交付要綱（温暖化対策室）	52

◎ 公 告

条件付一般競争入札の施行について（契約検査課）	60
条件付一般競争入札の施行について（契約検査課）	62
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課）	65
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課）	65
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課）	65
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課）	66
令和 7 年度草津市教育委員候補者の公募について（職員課）	66
条件付一般競争入札の施行について（契約検査課）	68
草津市児童遊園の利用開始について（公園緑地課）	70

◎ 教育委員会告示

草津市準要保護者認定要綱の一部を改正する要綱（学校教育課）	71
-------------------------------	----

◎ 農業委員会告示

草津市農業委員会総会の招集について	77
-------------------	----

◎ 上下水道事業告示

草津市指定下水道工事店の解除について（上下水道総務課）	77
草津市指定給水装置工事事業者の指定について（上下水道総務課）	77
草津市指定下水道工事店の指定について（上下水道総務課）	77
草津市指定下水道工事店の解除について（上下水道総務課）	78

規 則

草津市附属機関運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 5 月 1 9 日

草津市長 橋 川 渉

草津市規則第 4 1 号

草津市附属機関運営規則の一部を改正する規則
草津市附属機関運営規則（平成 2 5 年草津市規則第 3 5 号）の一部を次の表のように改正する。
(下線部分は改正部分)

改正後

第 1 条～第 1 1 条 《現行どおり》
別表第 1 （第 2 条、第 1 0 条関係）

附属機関 の名称	委員資格者	所属
《現行ど おり》	《現行どおり》	《現行ど おり》
《改正前 を削る》	《改正前を削る》 《改正前を削る》 《改正前を削る》 《改正前を削る》 《改正前を削る》 《改正前を削る》 《改正前を削る》 《改正前を削る》	《改正前 を削る》
《現行ど おり》	《現行どおり》	《現行ど おり》

別表第 2 （第 3 条第 2 項関係）

附属機関の名称	任期
《現行どおり》	《現行どおり》
《改正前を削る》	《改正前を削る》
《現行どおり》	《現行どおり》

別表第 3～別表第 5 《現行どおり》

改正前

第 1 条～第 1 1 条 《省略》
別表第 1 （第 2 条、第 1 0 条関係）

附属機関 の名称	委員資格者	所属
《省略》	《省略》	《省略》
草津市自 転車安全 利用検討 委員会	(1) 公募市民 (2) 市内の自転車利用者 (3) 関係する事業者を代表 する者 (4) 学校教育の関係者 (5) 関係する団体を代表す る者 (6) 関係する警察の職員 (7) 関係行政機関の職員 (8) その他市長が必要と認 める者	都市計画 部交通政 策課
《省略》	《省略》	《省略》

別表第 2 （第 3 条第 2 項関係）

附属機関の名称	任期
《省略》	《省略》
草津市自転車安全利用 検討委員会	委嘱の日から調査審議 した計画案を市長に答 申する日まで
《省略》	《省略》

別表第 3～別表第 5 《省略》

付 則
この規則は、公布の日から施行する。

(令和 7 年 5 月 1 9 日掲示済み)

草津市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 5 月 2 9 日

草津市長 橋 川 渉

草津市規則第 4 2 号

草津市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

草津市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則（平成 1 9 年草津市規則第 1 0 号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
（趣旨） 第 1 条 この規則は、<u>高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律</u>（平成 1 8 年法律第 9 1 号。以下「法」という。）の施行に関し、<u>高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令</u>（平成 1 8 年政令第 3 7 9 号）および<u>高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則</u>（平成 1 8 年国土交通省令第 1 1 0 号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。 第 2 条～第 1 2 条 《現行どおり》 別記様式第 1 号（第 3 条関係） （別添 1－1 のとおり） 別記様式第 2 号 《現行どおり》 別記様式第 3 号（第 5 条関係） （別添 2－1 のとおり） 別記様式第 4 号～別記様式第 1 1 号 《現行どおり》	（趣旨） 第 1 条 この規則は、<u>高齢者、身体障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律</u>（平成 1 8 年法律第 9 1 号。以下「法」という。）の施行に関し、<u>高齢者、身体障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令</u>（平成 1 8 年政令第 3 7 9 号）および<u>高齢者、身体障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則</u>（平成 1 8 年国土交通省令第 1 1 0 号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。 第 2 条～第 1 2 条 《省略》 別記様式第 1 号（第 3 条関係） （別添 1－2 のとおり） 別記様式第 2 号 《省略》 別記様式第 3 号（第 5 条関係） （別添 2－2 のとおり） 別記様式第 4 号～別記様式第 1 1 号 《省略》

付 則

この規則は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

別添 1－1
別記
様式第1号(第3条関係)

1/3

建築物移動等円滑化基準の適合状況調査書

年 月 日作成

建築主氏名		建物名称		地名地番	
作成者	(勤務先)		(TEL)		(氏名)

《記入方法》

- (1) 「設計内容」の欄は、簡潔に設計内容を記入し、措置の内容が確認できる図面等を添付すること。
(2) 「判定」の欄は、移動等円滑化基準への適合の判定を次の記号により記入すること。
ア 基準に適合する場合 「○」
イ 基準に適合しない場合 「×」
ウ 該当しない項目 「―」

【一般基準】(多数の者が利用する特定施設に係る基準)

特定施設等	建築物移動等円滑化基準に定める基準		設計内容	判定	留意事項
廊 下 等 (政令第11条)	①表面は滑りにくい仕上げであるか		(仕上げ材)		
	②点状ブロック等の敷設(階段または傾斜路の上端に近接する部分)		(敷設の有無)		※1
階 段 (政令第12条)	①手すりを設けているか		(有無)		踊り場は除く
	②表面は滑りにくい仕上げであるか		(仕上げ材)		
	③段は識別しやすいものか		(措置の内容)		
	④段はつまづきにくいものか		(措置の内容)		
	⑤点字ブロック等の敷設(段部分の上端に近接する踊り場の部分)		(段鼻/その他)		※2
	⑥原則として主たる階段を回り階段としていないか		(措置の有無)		
傾 斜 路 (政令第13条)	①手すりを設けているか		(有無)		勾配1/12以下で高さ16cm以下の傾斜部分は免除
	②表面は滑りにくい仕上げであるか		(仕上げ材)		
	③前後の廊下等と識別しやすいものか		(措置の内容)		
	④点状ブロック等の敷設(傾斜部分の上端に近接する踊り場の部分)		(措置の有無)		※3
便 所 (政令第14条)	①不特定多数利用便所を設けているか(不特定多数の者等が利用する階の階数に相当する数以上)				※4
	②車椅子使用者用便所を設けているか(各階に1以上)	(1) 腰掛便座、手すり等が適切に配置されているか	(措置の有無)		※5
		(2) 車椅子で利用しやすいよう十分な空間が確保されているか	(措置の有無)		※6
	③便所内に、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便所を設けているか(1以上)		(措置の有無)		
	④男子用小便器のある便所	床置き式の小便器等を設けているか(1以上)	(措置の有無)		受け口は高さ35cm以下のものに限り
劇場等の客席 (政令第15条)	客席数に応じた車椅子使用者用部分を設けているか ・客席数400以下：2以上 ・客席数400超：0.5%(端数切り上げ)以上		(設置数/客席数)		構造に係る基準(幅90cm以上、奥行135cm以上、床は平ら)
ホテルまたは旅館の客室 (政令第16条)	①客室の総数が50以上の場合は、車椅子使用者用客室を設けているか(1以上)		(設置数/全客室数)		
	②便房	(1) 車椅子使用者用便房を設けているか	(措置の有無)		同じ階に車椅子使用者用便房とした共用便房がある場合は免除
		・出入口の幅は80cm以上であるか	(内法幅) cm		
		・出入口の戸は車椅子使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	(開閉方式・有無)		
	④車椅子使用者用浴室等	車椅子使用者用浴室等を設けているか		(箇所数) 所	共用の浴室等がある場合は免除
		(1) 浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されているか	(措置の有無)		
		(2) 車椅子で利用しやすいよう十分な空間が確保されているか	(措置の有無)		
		(3) 出入口幅は80cm以上であるか	(内法幅) cm		
		(4) 出入口戸は車椅子使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	(開閉方式・有無)		
敷地内の通路 (政令第17条)	①表面は滑りにくい仕上げであるか		(仕上げ材) cm		
	②段がある部分	(1) 手すりを設けているか	(有無) cm		
		(2) 識別しやすいものか	(措置の内容) cm		
		(3) つまづきにくいものか	(措置の内容) cm		
	③傾斜路	(1) 手すりを設けているか(勾配1/12以下で高さ16cm以下または1/20以下の傾斜部分は免除)		(有無)	
		(2) 前後の通路と識別しやすいものか		(措置の内容)	

駐 車 場 (政令第18条)	①車椅子使用者用駐車施設を設けているか ・駐車施設数200以下：2%以上(端数切り上げ) ・駐車施設数200超：1%(端数切り上げ)+2台以上	(設置数/駐車施設数)	※7
	②車椅子使用者用駐車施設	(幅) cm (措置の有無)	
	(1) 幅は350cm以上であるか		
	(2) 利用居室等までの経路が短い位置に設けられているか		

※1 平成18年国土交通省告示第1497号第一で定める以下の場合を除く

- ・勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・自動車車庫に設ける場合

※2 平成18年国土交通省告示第1497号第二で定める以下の場合を除く

- ・自動車車庫に設ける場合
- ・段部分と連続して手すりを設ける場合

※3 平成18年国土交通省告示第1497号第三で定める以下の場合を除く

- ・勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・自動車車庫に設ける場合
- ・傾斜部分と連続して手すりを設ける場合

※4 令和6年国土交通省告示第1074号第二で定める以下の階を除く

- ・直接地上へ通ずる出入口のある階であって、不特定多数利用便所を1以上設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にある階
- ・不特定多数の者等が利用する部分の床面積が著しく小さい階
- ・不特定多数の者等の滞在時間が短い階
- ・その他の建築物の管理運営上不特定多数利用便所を設けないことがやむを得ないと認められる階

※5 令和6年国土交通省告示第1074号第三で定める数以上

- ・便所設置階の床面積が10,000㎡を超え、40,000㎡以下の場合2
- ・便所設置階の床面積が40,000㎡を超える場合 当該床面積に相当する数に20,000分の1を乗じて得た数(端数切り上げ)

※6 令和6年国土交通省告示第1074号第五で定める以下の場合を除く

- ・便所設置階が直接地上へ通ずる出入口のある階であり、かつ、車椅子使用者用便所を1以上設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にある場合
- ・便所設置階の不特定多数利用便所に設けるべき車椅子使用者用便所の全部または一部を、当該便所設置階以外の便所設置階の不特定多数利用便所に設ける場合
- ・男子用または女子用の不特定多数利用便所のみを設ける便所設置階の不特定多数利用便所のうち1以上に、男子用または女子用の車椅子使用者用便所を1以上設ける場合
- ・床面積が1,000㎡未満の便所設置階を有する建築物に、床面積が1,000㎡未満の階の床面積の合計に1,000分の1を乗じて得た数に床面積が1,000㎡以上の便所設置階に設けるべき車椅子使用者用便所の数を加えた数以上の車椅子使用者用便所を設ける場合

※7 令和6年国土交通省告示第1072号で定める以下の場合を除く

- ・不特定多数利用駐車場が不特定多数利用機械式駐車場であり、かつ、その出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が1以上設けられている場合
- ・不特定多数利用機械式駐車場および当該不特定多数利用機械式駐車場以外の不特定多数利用駐車場を設ける場合であって、次のイおよびロに掲げる基準に適合する場合
- イ 当該不特定多数利用機械式駐車場の出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が1以上設けられている
- ロ 当該不特定多数利用機械式駐車場に設ける駐車施設の数および当該不特定多数利用駐車場に設ける車椅子使用者用駐車施設の数の合計数が、政令第18条第1項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める数以上である

【移動等円滑化経路】(利用居室、車椅子使用者用便所、車椅子使用者用駐車施設に至る1以上の経路および公共用歩廊に至るすべての経路に係る基準)
2/3

特定施設等	建築物移動等円滑化基準に定める基準	設計内容	判定	留意事項
移動等円滑化経路 (政令第19条 第2項第1号)	階段・段が設けられていないか (傾斜路または昇降機を併設する場合は免除)	(措置の有無)		
出 入 口 (政令第19条 第2項第2号)	①幅は80cm以上であるか ②戸は自動的に開閉する構造その他車椅子使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	(内法幅) cm (開閉方式・有無)		
廊 下 等 (政令第19条 第2項第3号)	①幅は120cm以上であるか ②区間50m以内ごとに車椅子の転回可能な場所があるか ③戸は車椅子使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	(有無・内法幅) cm (仕上げ材) (敷設の有無)		
傾 斜 路 (政令第19条 第2項第4号)	①幅は120cm以上(階段に併設する場合は90cm以上)であるか ②勾配は1/12以下であるか(高さ16cm以下の場合は1/8以下)であるか ③高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けているか	(内法幅・併設の有無) cm (勾配) (有無)		
エ レ ベ ー タ ー (政令第19条 第2項第5号)	①必要階(利用居室または車椅子使用者用便所・車椅子使用者駐車施設のある階、地上階)に停止するか	(措置の有無)		
	(1) 籠および昇降路の出入口の幅は80cm以上であるか	(内法幅) cm		
	(2) 籠の奥行きは135cm以上であるか	(奥行き) cm		
	(3) 乗降ロビーは水平で、150cm角以上であるか	(大きさ) × cm		
	(4) 籠内および乗降ロビーには、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けているか	(措置の有無)		
	(5) 籠内に、停止予定階・現在位置を表示する装置を設けているか	(措置の有無)		
	(6) 乗降ロビーに到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けているか	(措置の有無)		
	③不特定多数の	(1) 上記②のすべてを満たしているか	(措置の有無)	

特殊な構造または使用形態のエレベーター (政令第19条第2項第6号)	者が利用する2000㎡以上の建築物の移動等円滑化経路を構成するエレベーター	(2) 籠の幅は140cm以上であるか	(内法幅) cm		
		(3) 籠は車椅子が転回できる形状か	(措置の有無)		
		(1) 上記②から③を満たしているか	(措置の有無)		※8
		(2) 籠内に到着階・戸の閉鎖を知らせる音声装置を設けているか	(措置の有無)		
	①エレベーターの場合	(3) 籠内および乗降ロビーに視覚障害者が利用しやすい制御装置を設けているか	(措置の有無)		
		(4) 籠内または乗降ロビーに到着する籠の昇降方向を知らせる音声装置を設けているか	(措置の有無)		
		(1) 段差解消機(平成12年建設省告示第1413号第1第9号のもの)であるか	(措置の有無)		
		(2) 籠の幅は70cm以上、かつ、奥行きは120cm以上であるか	(内法幅) cm		
		(3) 籠の床面積は十分であるか(車椅子使用者が籠内で方向を変更する必要がある場合)	(措置の有無)		
	②エスカレーターの場合	(1) 車椅子使用者用エスカレーター(平成12年建設省告示第1417号第1ただし書のもの)であるか	(措置の有無)		

敷地内の通路 (政令第19条第2項第7号)	①幅は120cm以上であるか		(内法幅) cm		
		②区間50m以内ごとに車椅子が転回可能な場所があるか	(仕上げ材)		
		③戸は車椅子使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	(開閉方式・有無)		
	④傾斜路	(1) 幅は120cm以上であるか	(内法幅・併設の有無) cm		
		(2) 勾配は1/12以下(高さ16cm以下の場合は1/8以下)であるか	(勾配)		
		(3) 高さ75cm以内ごとに路幅150cm以上の踊り場を設けているか(勾配1/20以下の場合は免除)	(有無)		

※8 平成18年国土交通省告示第1494号で定める以下の場合を除く
・自動車車庫に設ける場合

3/3

特定施設等	建築物移動等円滑化基準に定める基準	設計内容	判定	留意事項
標識 (政令第20条)	移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所または駐車施設の付近に標識を設置しているか	(措置の有無)		
案内設備 (政令第21条)	建築物またはその敷地に、移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所または駐車施設の配置を案内する設備を設けているか	(措置の有無)		容易に視認できる場合または案内所を設けた場合は除く。
	建築物またはその敷地に、移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機または便所の配置を点字等により視覚障害者に示すための設備を設けているか	(措置の有無)		案内所を設けた場合は除く。

【視覚障害者移動等円滑化経路】(道等から案内設備に至る1以上の経路に係る基準)

※9

特定施設等	建築物移動等円滑化基準に定める基準	設計内容	判定	留意事項
案内設備までの経路 (政令第22条)	①線状ブロック等・点状ブロック等の敷設または音声誘導装置の設置(風除室で直進する場合は免除)	(有無)		
	②車路に接する部分に点状ブロックを敷設しているか	(有無) cm		
	③段・傾斜がある部分の上端に近接する部分に点状ブロックを敷設しているか	(有無)		※10

※9 平成18年国土交通省告示第1497号第四で定める以下の場合を除く

- ・自動車車庫に設ける場合
- ・受付等から建物出入口を容易に視認でき、道等から当該出入口まで視覚障害者を円滑に誘導する場合

※10 平成18年国土交通省告示第1497号第五で定める以下の場合を除く

- ・勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・段部分または傾斜部分と連続して手摺りを設ける踊り場等

別添 1 - 2
様式第1号(第3条関係)

1/3

建築物移動等円滑化基準の適合状況調書

年 月 日作成

建築主氏名		建物名称		地名地番	
作成者	(勤務先)		(TEL)		(氏名)

《記入方法》

- (1) 「設計内容」の欄は、簡潔に設計内容を記入し、措置の内容が確認できる図面等を添付すること。
(2) 「判定」の欄は、移動等円滑化基準への適合の判定を次の記号により記入すること。
ア 基準に適合する場合 「○」
イ 基準に適合しない場合 「×」
ウ 該当しない項目 「―」

【一般基準】(多数の者が利用する特定施設に係る基準)

特定施設等	建築物移動等円滑化基準に定める基準		設計内容	判定	留意事項
廊 下 等 (政令第11条)	①表面は滑りにくい仕上げであるか		(仕上げ材)		
	②点状ブロック等の敷設(階段または傾斜路の上端に近接する部分)		(敷設の有無)		※1
階 段 (政令第12条)	①手すりを設けているか		(有無)		踊り場は除く
	②表面は滑りにくい仕上げであるか		(仕上げ材)		
	③段は識別しやすいものか		(措置の内容)		
	④段はつまづきにくいものか		(措置の内容)		
	⑤点状ブロック等の敷設(段部分の上端に近接する踊り場の部分)		(段鼻/その他)		※2
	⑥原則として主たる階段を回り階段としていないか		(措置の有無)		
傾 斜 路 (政令第13条)	①手すりを設けているか		(有無)		勾配1/12以下で高さ16cm以下の傾斜部分は免除
	②表面は滑りにくい仕上げであるか		(仕上げ材)		
	③前後の廊下等と識別しやすいものか		(措置の内容)		
	④点状ブロック等の敷設(傾斜部分の上端に近接する踊り場の部分)		(措置の有無)		※3
便 所 (政令第14条)	①車いす使用者用便房を設けているか(1以上)	(1) 腰掛便座、手すり等が適切に配置されているか	(措置の有無)		
		(2) 車いすで利用しやすいよう十分な空間が確保されているか	(措置の有無)		
	②便所内に、洗面器具を設けた便房を設けているか(1以上)		(措置の有無)		
	③男子小便器のある便所	床置き式の小便器等を設けているか(1以上)	(措置の有無)		受け口は高さ35cm以下のものに限り。
ホテルまたは旅館の客室 (政令第15条)	①当該施設客室の総数が50以上の場合は、車いす使用者用客室を設けているか(1以上)		(設置数/全客室数)		
	②便房	(1) 車いす使用者用便房を設けているか	(措置の有無)		同じ階に車いす使用者用便房とした共用便房がある場合は免除
		・ 出入口の幅は880cm以上であるか	(内法幅) cm		
		・ 出入口の戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	(開閉方式・有無)		
	④車いす使用者用浴室等	車いす使用者用浴室等を設けているか		(箇所数) 所	共用の浴室等がある場合は免除
		(1) 浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されているか		(措置の有無)	
		(2) 車いすで利用しやすいよう十分な空間が確保されているか		(措置の有無)	
		(3) 出入口幅は80cm以上であるか		(内法幅) cm	
敷地内の通路 (政令第16条)	①表面は滑りにくい仕上げであるか		(仕上げ材) cm		
	②段がある部分	(1) 手すりを設けているか	(有無) cm		
		(2) 識別しやすいものか	(措置の内容) cm		
		(3) つまづきにくいものか	(措置の内容) cm		
	③傾斜路	(1) 手すりを設けているか(勾配1/12以下で高さ16cm以下又は1/20以下の傾斜部分は免除)		(有無)	
		(2) 前後の通路と識別しやすいものか		(措置の内容)	
駐 車 場 (政令第17条)	①車いす使用者用駐車施設を設けているか(1以上)		(措置の有無)		
	②車いす使用者用駐車施設	(1) 幅は350cm以上であるか	(幅) cm		
		(2) 利用居室等までの経路が短い位置に設けられているか	(措置の有無)		

- ※1 平成18年国土交通省告示第1497号第一で定める以下の場合を除く
- ・勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合
 - ・高さ16cm以下で勾配1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合
 - ・自動車車庫に設ける場合
- ※2 平成18年国土交通省告示第1497号第二で定める以下の場合を除く
- ・自動車車庫に設ける場合
 - ・段部分と連続して手すりを設ける場合
- ※3 平成18年国土交通省告示第1497号第三で定める以下の場合を除く
- ・勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合
 - ・高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上端に近接する場合
 - ・自動車車庫に設ける場合
 - ・傾斜部分と連続して手すりを設ける場合

【移動等円滑化経路】(利用居室、車いす便房、駐車施設に至る1以上の経路および公共用歩廊に至るすべての経路に係る基準)

2/3

特定施設等	建築物移動等円滑化基準に定める基準	設計内容	判定	留意事項
移動等円滑化経路 政令第18条 (第2項第1号)	階段・段が設けられていないか (傾斜路または昇降機を併設する場合は免除)	(措置の有無)		
出入口 政令第18条 (第2項第2号)	①幅は80cm以上であるか ②戸は自動的に開閉する構造その他 <u>車いす使用者</u> が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	(内法幅) cm (開閉方式・有無)		
廊下等 政令第18条 (第2項第3号)	①幅は120cm以上(場合、140cm以上)であるか ②区間50m以内ごとに <u>車いす</u> の転回可能な場所があるか ③戸は <u>車いす使用者</u> が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	(有無・内法幅) cm (仕上げ材) (敷設の有無)		
傾斜路 政令第19条 (第2項第4号)	①幅は120cm以上(階段に併設する場合は90cm以上)であるか ②勾配は1/12以下であるか(高さ16cm以下の場合は1/8以下)であるか ③高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けているか	(内法幅・併設の有無) cm (勾配) (有無)		
エレベーター 政令第18条 (第2項第5号)	①必要階(利用居室又は <u>車いす使用者用便房・駐車施設</u> のある階、地上階)に停止するか	(措置の有無)		
	②当該移動等円滑化経路を構成する昇降機およびその乗降ロビー	(1) <u>かご</u> および昇降路の出入口の幅は80cm以上であるか	(内法幅) cm	
		(2) <u>かご</u> の奥行きは135cm以上であるか	(奥行き) cm	
		(3) 乗降ロビーは水平で、150cm角以上であるか	(大きさ) × cm	
		(4) <u>かご</u> 内および乗降ロビーには、 <u>車いす使用者</u> が利用しやすい位置に制御装置を設けているか	(措置の有無)	
		(5) <u>かご</u> 内に、停止予定階・現在位置を表示する装置を設けているか	(措置の有無)	
		(6) 乗降ロビーに到着する <u>かご</u> の昇降方向を表示する装置を設けているか	(措置の有無)	
	③不特定多数の者が利用する2000㎡以上の建築物の移動等円滑化経路を構成するエレベーター	(1) 上記②のすべてを満たしているか	(措置の有無)	
		(2) <u>かご</u> の幅は140cm以上であるか	(内法幅) cm	
		(3) <u>かご</u> は <u>車いす</u> が転回できる形状か	(措置の有無)	
	④不特定多数の者または主として視覚障害者が利用する1以上のエレベーター・乗降ロビー	(1) 上記②から③を満たしているか	(措置の有無)	※4
		(2) <u>かご</u> 内に到着階・戸の開鎖を知らせる音声装置を設けているか	(措置の有無)	
		(3) <u>かご</u> 内および乗降ロビーに視覚障害者が利用しやすい制御装置を設けているか	(措置の有無)	
		(4) <u>かご</u> 内または乗降ロビーに到着する <u>かご</u> の昇降方向を知らせる音声装置を設けているか	(措置の有無)	
特殊な構造または使用形態のエレベーター 政令第18条 (第2項第6号)	①エレベーターの場合	(1) 段差解消機(平成12年建設省告示第1413号第1第7号のもの)であるか	(措置の有無)	
		(2) <u>かご</u> の幅は70cm以上、かつ、奥行きは120cm以上であるか	(内法幅) cm	
		(3) <u>かご</u> の床面積は十分であるか(<u>車いす使用者</u> が <u>かご</u> 内で方向を変更する必要がある場合)	(措置の有無)	
	②エスカレーターの場合	(1) <u>車いす使用者用エスカレーター</u> (平成12年建設省告示第1417号第1ただし書のもの)であるか	(措置の有無)	
敷地内の通路 政令第18条 (第2項第7号)	①幅は120cm以上であるか ②区間50m以内ごとに <u>車いす</u> が転回可能な場所があるか ③戸は <u>車いす使用者</u> が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	(内法幅) cm (仕上げ材) (開閉方式・有無)		
		(内法幅・併設の有無) cm		
		(勾配) /		
	④傾斜路	(1) 幅は120cm以上であるか	(内法幅・併設の有無) cm	
		(2) 勾配は1/12以下(高さ16cm以下の場合は1/8以下)であるか (3) 高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊り場を設けているか(勾配1/20以下の場合は免除)	(有無)	

- ※4 平成18年国土交通省告示第1494号で定める以下の場合を除く
- ・自動車車庫に設ける場合

3/3

特定施設等	建築物移動等円滑化基準に定める基準	設計内容	判定	留意事項
標 識 (建築物移動等円滑化誘導基準第19条)	移動等円滑化の措置がとられた設備の付近に標識を設置しているか	(措置の有無)		
案 内 設 備 (建築物移動等円滑化誘導基準第20条)	建築物またはその敷地に、移動等円滑化のための主要な設備の配置を案内する設備を設けているか	(措置の有無)		容易に視認できる場合または案内所を設けた場合は除く。

【視覚障害者移動等円滑化経路】(道等から案内設備に至る1以上の経路に係る基準)

※5

特定施設等	建築物移動等円滑化基準に定める基準	設計内容	判定	留意事項
案内設備までの経路 (政令第21条)	①線状ブロック等・点状ブロック等の敷設または音声誘導装置の設置(風除室で直進する場合は免除)	(有無)		
	②車路に接する部分に点状ブロックを敷設しているか	(有無) cm		
	③段・傾斜がある部分の上端に近接する部分に点状ブロックを敷設しているか	(有無)		※6

- ※5 平成18年国土交通省告示第1497号第四で定める以下の場合を除く

- ・自動車車庫に設ける場合
- ・受付等から建物出入口を容易に視認でき、道等から当該出入口まで視覚障害者を円滑に誘導する場合

- ※6 平成18年国土交通省告示第1497号第五で定める以下の場合を除く

- ・勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・段部分または傾斜部分と連続して手摺りを設ける踊場等